

教私第1389号  
令和2年5月7日

府内私立専修学校（一般課程、専門課程）設置者、校長様  
府内私立各種学校（外国人学校を除く）設置者、校長様

大阪府教育庁私学課長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力の要請等について（通知）

標記について、令和2年4月13日付け教私第1171号により、校舎の面積が1000平方メートルを超える専修学校及び各種学校においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第24条第9項に基づき、令和2年4月14日（火）から5月6日（水）までの間、学校施設を使用した教育活動を行わないよう要請しておりました。

また、校舎の面積が1000平方メートル以下の専修学校及び各種学校については、法に基づく使用制限の対象とはなりません。要請の趣旨を踏まえ、令和2年4月14日（火）から5月6日（水）までの間、学校施設を使用した教育活動を行わないようご協力をお願いしたところであります。

このたび、5月4日に、国において緊急事態措置が令和2年5月31日（日）まで延長されることが決まりました。これを受け、大阪府においては、5月5日に開催した第15回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議において、法第24条第9項に基づく施設使用制限の要請を5月7日（木）から5月31日（日）まで継続して実施することを決定しました。

つきましては、下記のとおりご協力をお願いいたします。

記

1. 学校施設の使用制限について

- ・ 校舎の面積が1000平方メートルを超える専修学校及び各種学校におかれては、令和2年5月7日（木）から5月31日（日）までの間、引き続き、学校施設を使用した教育活動を行わないこととさせていただきます。
- ・ 校舎の面積が1000平方メートル以下の専修学校及び各種学校についても、要請の趣旨を踏まえ、令和2年5月7日（木）から5月31日（日）までの間、引き続き学校施設を使用した教育活動を行わないようご協力をお願いします。

## 2. 臨時休業中の対応について

この度、府立学校においては、新型コロナウイルス感染症にともなう臨時休業が長期に及ぶことから、学校の臨時休業期間中の対応として、児童生徒等の心身の健康観察を行うとともに生活習慣や学習状況等を把握し、再開後の教育活動を円滑に実施するため、5月11日（月）の週から、週1回から2回の登校日を段階的に設定、実施することとなりました。

専修学校・各種学校におかれましても、府内の感染状況などを踏まえながら、臨時休業期間中の対応として、必要最小限の範囲で、学校施設を使用して、生徒の健康状態の把握や学習状況の確認を行うこととしていただいで差し支えありません。

実施いただける活動の範囲や、感染防止対策など実施にあたってご注意いただきたい点について、5月8日までに別途お示しする予定です。実施にあたっては、その内容に従ってください。

なお、臨時休業等の状況について報告をお願いすることとしております。後日、報告様式をお示ししますので、案内に従って報告をお願いします。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。引き続き状況の変化及び提供できる情報が入り次第お知らせします。

### 【添付文書】

- (1) 5月7日以降の大阪府緊急事態措置の概要（第15回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料）
- (2) 学校に係る臨時休業の措置について（第15回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料）

(お問い合わせ先)

大阪府教育庁私学課

総務・専各振興グループ

貞末、江藤（06-6941-0351 内線 4862）